

令和2年7月豪雨により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和2年12月28日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和50年 6月 3日生						
住所	熊本県〇〇市△△町□□							
交付	平成27年 6月3日 12345							
免許の 条件等	令和2年7月3日まで有効							
優良	運転免許証							
番号	第 123456789000 号							
二小原	平成05年07月01日	種類	大型	中型	普通	大特	大管	引型
他	平成07年08月10日		小特	原付	大二	中二	大特	引型
二種	平成14年09月20日							
							〇〇〇〇〇	公安委員会

有効期間の末日(左の場合、令和2年7月3日)が、

令和2年7月3日から令和2年12月27日までの方

については、令和2年12月28日まで運転することができます。

(令和2年12月28日までに更新手続きをしてください。)

対象となる方 令和2年7月豪雨で被災された方

- ※ 対象となる方は、山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県内の98市町村に住所のある方等です。
- ※ 香川県内に対象となる区域はありませんが、被災地に滞在していた方は、運転免許センターにお問い合わせください。

- ※ 対象となる市町村は、今回の豪雨に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和2年7月29日時点のものです。
- ※ 令和2年12月28日直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
- ※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、運転免許センターにお問い合わせください。